

令和2年度千葉県障害者スポーツ大会実施要綱

1 目的

障害のある人が、この大会に参加することにより、スポーツの楽しさを体験するとともに、その体力の維持・向上、精神面での充足並びに県民の障害のある人への理解を深めることにより、障害のある人の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 名称

令和2年度千葉県障害者スポーツ大会

3 主催

千葉県 千葉県障がい者スポーツ協会
 千葉県身体障害者福祉協会 千葉県知的障害者福祉協会
 千葉県手をつなぐ育成会 千葉県精神保健福祉協議会

4 後援(予定)

千葉県教育委員会 株式会社千葉日報社 千葉テレビ放送株式会社
 千葉県社会福祉協議会 千葉県知的障害者スポーツ協会 千葉県障がい者スポーツ指導者協議会
 千葉県特別支援学校校長会 千葉県特別支援学校体育連盟

5 主管

千葉陸上競技協会 千葉県サッカー協会 千葉県障害者ソフトボール協会
 千葉県水泳連盟 千葉県ソフトボール協会 千葉県知的障がい者サッカー連盟
 千葉県卓球連盟 千葉県バスケットボール協会 千葉県障がい者卓球協会
 千葉県アーチェリー協会 千葉県知的障害者陸上競技協会 千葉県知的障がい者ボウリング協会
 千葉県ボウリング連盟 千葉県障害者フライングディスク連盟 千葉ポッチャ協会
 千葉県バレーボール協会

6 大会期日及び実施競技・会場

期日	競技種目	障害別※	会場
5/23 (土)	アーチェリー	身内	船橋アーチェリーレンジ
5/31 (日)	開会式		
	陸上競技	身知内	ゼットエーオリプリスタジアム <small>※スズメスタジアム改修工事のため変更</small>
	水泳	身知	千葉県国際総合水泳場
6/6 (土)	サウンドテーブルテニス	身(視)	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター 体育室・多目的室
6/7 (日)	卓球	身知精※※	千葉公園スポーツ施設体育館
	ボウリング	知	VEGAアサヒボウリングセンター
6/28 (日)	フットベースボール	知	千葉市磯辺スポーツセンター 多目的グラウンド
9/未定	ソフトボール	知	成田市中台運動公園野球場他
9/20(日)~ 22(火)	ポッチャ	身(肢)	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター 体育室
10/8 (木)	フライングディスク	身知内	千葉県総合スポーツセンター 陸上競技場
11/15 (日)	サッカー	知	市原スポレクパーク
11/22 (日)	バレーボール	知	千葉公園スポーツ施設体育館
11/23 (月祝)	バスケットボール	知	千葉ポートアリーナ
12/10 (木)	バレーボール	精	千葉ポートアリーナ
12/12 (土)	バレーボール	身(聴)	千葉公園スポーツ施設体育館

※障害別 (身)・・・身体障害者、(知)・・・知的障害者、(内)・・・内部障害者、(精)・・・精神障害者
 [(聴)聴覚障害者、(視)視覚障害者、(肢)肢体障害者]

7 参加予定人員

選手	2,000名 (身体380名・知的1,500名・精神120名)
選手団役員	700名
競技役員	700名
ボランティアその他	1,000名
合計	4,400名

8 実施競技

- (1) 実施競技は、全国障害者スポーツ大会競技規則令和2年度版に定められた個人競技及び団体競技とする。
- (2) 個人競技及び団体競技の組み合わせは、主催者が行うものとする。
- (3) 個人競技の組み合わせは、次により行うものとする。
 - ① 原則として男女別とする。
 - ② 競技は、競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分(以下「同一区分」という。)の者ごとに行うものとする。ただし、同一区分の出場選手が少ない等の理由がある場合は、同一区分以外の者と競技を行うことがある。
- (4) 順位は、各組又はブロックごとに決定する。ただし、同一区分の出場選手が少ないため同一区分以外の者と競技させた場合は、同一区分の者ごとに決定する。

9 参加資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- ① 全国大会開催年の4月1日現在、13歳以上(陸上競技、水泳競技、アーチェリー競技、卓球・サウンドテーブルテニス競技、ボウリング競技にあっては平成19年4月1日以前に生まれた者、それ以外の競技は平成20年4月1日以前に生まれた者)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者。
- ② 身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。
知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
- ③ 千葉県内に現住所を有する者。(千葉市内を除く)

10 実行委員会及び大会事務局

- (1) 本大会を円滑に運営するため、実行委員会を設置する。
- (2) 本大会の大会事務局は、一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会内(千葉市稲毛区天台6-5-1)に置くこととする。

11 全国障害者スポーツ大会「第20回鹿児島大会 又は 第21回三重大会」への出場選手の選考

- (1) 本大会の結果は、全国障害者スポーツ大会「第20回鹿児島大会(令和2年度)又は第21回三重大会(令和3年度)」(以下、「全国大会」という。)の千葉県派遣選手決定の参考資料とする。
ただし、フライングディスク競技アキュラシー種目は、全国大会選考の対象外とする。
- (2) 「全国大会」の出場選手は、全国大会選手選考委員会(千葉県障害者スポーツ大会実行委員会)において選考し、決定するものとする。
- (3) 選考委員会において決定された選手は、千葉県が派遣し、その経費を予算の範囲内で負担する。
- (4) 全国大会派遣選手は、全日程に参加し派遣団の定める行動規範に基づき団体行動をできる者とする。
ただし、この日程により難い特別な事由がある場合には、選考委員長がその可否を判断する。
千葉県障害者スポーツ大会参加申込みの際の全国大会への参加希望の記載にあたっては、本人の意思の他、家族・所属長の確認を取り、必ず了解を得ること。
なお、今年度で開催される第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の開催期日は、「令和2年10月24日(土)から26日(月)」まで、派遣期間は「令和2年10月22日(木)から27日(火)」の予定である。

12 健康・安全管理

参加選手の健康・安全管理については、参加者・団体において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

13 競技規則

適用する競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則令和2年度版（公財）日本障がい者スポーツ協会制定）及び別に定める競技別実施要領、各競技団体の競技規則並びに監督会議による申し合わせ事項による。

14 競技・種目及び障害・年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分は、全国障害者スポーツ大会競技規則第2条2<別表1>「全国障害者スポーツ大会競技・種目」のとおりとする。
ただし、大会運営上一部種目を実施しない場合がある。
- (2) 全国障害者スポーツ大会競技規則第2条3に定める年齢区分の基準日は、令和2年4月1日とする。

15 出場制限

- (1) 個人競技に出場する選手は、原則としてリレー種目を除き1人1競技1種目まで出場できる。ただし、水泳競技は2種目まで出場できる。
- (2) 次の競技については、上記(1)に定める1人1競技の制限の他に参加できる。ただし、競技団体から強化指定選手に指定されている者は、指定された競技以外の競技について全国大会選手選考の対象としない。また、同日に開催される競技については、重複して参加することはできない。
 - ① 競技団体が主管となって実施する個人競技（フライングディスク競技、ポッチャ競技）
 - ② 団体競技
- (3) 水泳競技は、4×50mリレーと4×50mメドレーリレーの両方に同じ選手が出場することはできない。

16 出場選手の決定

大会への出場選手は、主催者において決定する。

17 表彰

- (1) 個人競技については、各組又はブロック単位（同一区分以外の者と競技を行った場合は、同一区分の者ごと）で1位から3位までの選手にメダルを授与する。
- (2) 団体競技については、1位から3位のチームに賞状と各選手にメダルを授与する。
- (3) 競技団体が主管となって実施するフライングディスク競技・ソフトボール競技・サッカー競技、ポッチャ競技については、表彰内容が異なる場合がある。

18 個人情報の扱い

次の(1)から(5)を了承の上申し込むこと

- (1) 大会プログラムに、競技運営上必要な氏名、障害区分、年齢区分、所属等の個人情報について掲載する。
- (2) 大会当日に報道機関が来場し、テレビや新聞等で報道されることがある。
- (3) 主催者において、大会時に撮影した写真を障がい者スポーツ普及・発展のための広報に使用することがある。
- (4) 主催・後援団体等のホームページで公式記録を公表することがある。
- (5) 申し込み時に提出された書類は、プログラム作成（組み合わせ及び障害区分の適用）及び全国大会派遣事業にのみ使用し、その他では使用しない。

19 その他

- (1) 競技団体が主管となって実施するフライングディスク競技・ソフトボール競技・サッカー競技・ポッチャ競技については、別途実施要綱を定め、参加者募集及び申込み受付・プログラム作成を各主管団体が行う。
そのため、参加経費を要する場合がある。また、実施方法や表彰方法等が異なることがある。
- (2) 団体競技における第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」関東ブロック地区予選会の日程は、以下のとおり。

期日（曜日）	開催地	競技名
5月2日（土）・3日（日）	千葉県	サッカー競技
未定	東京都	グランドソフトボール競技
	横浜市	バスケットボール競技
	神奈川県	車いすバスケットボール競技
	群馬県	ソフトボール競技
	未定	バレーボール競技（聴覚）
	埼玉県	バレーボール競技（知的）
	未定	ソフトバレーボール競技（精神）
	東京都	フットベースボール競技

令和2年度 千葉県障害者スポーツ大会運営要領

1 競技運営

(1) 個人競技

- ① 年齢区分については、身体障害者は1部（13歳～39歳以下）と2部（40歳以上）に分け、知的障害者は少年の部（13歳～19歳）、青年の部（20歳～35歳）、壮年の部（36歳以上）に分けて競技する。
- ② 1組の競技者数は8名を超えてはならないものとし、予選を行わず1回の決勝競技のみとする。
ただし、卓球競技はトーナメント形式を原則とするが、出場者の少ない場合はリーグ戦形式で行う場合がある。
- ③ ボッチャ競技を新たに実施する。
- ④ フライングディスク競技については、ルール等を千葉県障害者フライングディスク連盟が別に定める。
- ⑤ 陸上競技については、会場にサブグラウンドが無いため、出場希望種目をすべて実施すると日程の中に収まらない可能性がある。このため別紙「陸上競技申込選手の取り扱い」のとおり実施種目の見直しと参加を制限する場合がある。
- ⑥ 知的障害者の陸上競技、水泳競技及びボウリング競技については、参加標準記録を設定する。
知的障害者の陸上競技は、下記の大会等で平成31年1月1日から令和2年3月までに標準記録を突破した者が申し込むことができる。

・令和元年度千葉県障害者スポーツ大会	・全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」
・千葉陸上競技協会の主管する大会	・日本知的障がい者陸上競技連盟の主管する大会
・千葉県知的障害者陸上競技協会の主管する大会	・東京都障害者スポーツ大会
・日本陸上競技連盟の主管する大会	

- ⑦ ボウリング競技については、1レーン4名以内とする。
組合せの結果これを超える場合は、主催者が昨年度の競技結果等により調整を行うものとする。

(2) 団体競技

- ① 試合はトーナメント形式とする。ただし、出場チームが少ない場合はリーグ戦形式で行う場合がある。
- ② 参加チーム数が多い場合、主催者において調整する場合がある。
- ③ ソフトボール競技については、ルール等を千葉県障害者ソフトボール協会が別に定める。
- ④ サッカー競技については、ルール等を千葉県知的障がい者サッカー連盟が別に定める。
- ⑤ 上記以外の競技について、1チームの参加選手数は、バレーボール競技は12名以内、バスケットボール競技及びフットベースボール競技は15名以内とする。なお、役員は原則3名とし、競技ごとに定める。

(3) 競技用具

原則として主催者で用意する。ただし、個人的またはチームで使用する用具（卓球のラケット、ウォーミングアップで使用するボール等）については参加者が用意する。

(4) 荒天時の取扱い

原則として雨天決行とする。ただし、荒天時の取扱いは、主催者において決定する。

(5) 開始式・表彰式

- ① 開始式は、陸上競技を除き競技開始前に行う。
- ② 表彰式は、競技終了後又は随時行う。

(6) 招集開始・完了時刻

- ① 個人競技に参加する選手の招集は、原則として下記の時刻で実施する。招集完了時刻に遅れた選手は、棄権したものとして処理する。

基準時刻	招集開始時刻	招集完了時刻
各競技・種目の開始予定時刻	基準時刻の30分前	基準時刻の15分前

- ② 水泳競技で1種目目の競技時間と2種目目の招集時間が重複する場合は、代理の者が代行することができる。
- ③ リレー種目に出場するチームは、次のとおりオーダーを選手招集所に提出すること。（用紙は選手招集所に備えてある。）

~~陸上：招集開始時刻の1時間前まで~~ 水泳：競技開始時刻の1時間前まで

(7) 異議申立

競技進行中におきた競技者の行為、又は順位の設定に関して異議がある場合は、競技記録の正式発表後30分以内に代表者、又はそれに準ずる者から直ちに書類（異議申立書）をもって審判長に申し出ることができる。

なお、競技記録は会場内の所定の場所において、記録掲示板に掲示することで正式発表とし、異議申立書は大会本部にて用意する。

(8) 練習

練習は、それぞれ定められた場所で、安全に注意し、競技役員の指示に従って行うこと。

(9) 競技場への入退場

競技関係者（選手※・伴走者・監督※並びに競技役員・補助員等、直接競技運営に携わる者）以外の者は、競技場内に入場することができない。

ただし、介助が必要である等として申し込み時に申請し、主催者の許可を受け、主催者が用意する腕章やIDカードの配付を受けた者はこの限りではない。

なお、上記競技関係者については、大会の公式な記録を取ることを目的に特別に事務局が許可した者を除き、カメラ類の持ち込みを厳禁とする。

※この場合の選手とは、競技中に出場選手であり、大会参加の全選手ではない。また、監督とは異議申立て等で必要な場合を想定してのことであり、競技開催中のグランド内等への立ち入りは禁止である。

(10) ナンバーカード・ゼッケン

個人競技に出場する選手は、主催者が用意・配付するナンバーカードを付けるものとする（返却の必要なし）。ただし、水泳競技の選手にはひも付きナンバーカードを貸し出すので、これを着用するものとする（要返却）。また、陸上競技に出場する選手の伴走者及びコーラーは、主催者が用意・配付する許可証（伴走者ゼッケン・コーラーゼッケン）を付けるものとする（要返却）。

(11) 競技服装

各競技規則で定められている場合は、その服装で競技する。

(12) 介助者

介助者は、競技場内で競技者の競技上有利となるような助言等をしてはならない。

2 参加団体代表者会議及び前日準備等

(1) 参加団体代表者会議を次の日程で実施するので、参加団体から必ず1名は出席すること。

①期 日 令和2年5月15日(金) 午後2:00～(受付開始:午後1:30～)

②会 場 千葉県総合スポーツセンター スポーツ科学センター 第1研修室

(2) 開会式・陸上競技については、大会前日(5月30日(土))及び大会当日(5月31日(日))の運営のため前日準備協力員及び大会(当日)係員として、参加団体から原則1名の協力を依頼する。

3 参加申込

(1) 申込書 別添様式により、令和2年4月1日現在で記入し申し込むものとする。
申込書様式は、千葉県障がい者スポーツ協会ホームページからダウンロードが可能である。
<http://www.cpsa.or.jp/>

(2) 申込期間

下記の申込期間以外は、原則として大会申し込みを受け付けない。

① 個人競技 令和2年2月1日(土)～2月16日(日) (必着)

ただし、参加資格を有し、次の要件を満たす者は申込期間の延長を認める。

NO	対象者	締切日
1	知的障害 千葉県知的障害者陸上競技協会が令和2年3月までに実施する記録会において標準記録を突破した者 ※該当者がいる場合は、①の期間内に事務局まで必ず連絡すること。	記録提出期限 令和2年3月21日(土)まで
2	知的障害・身体障害 令和2年4月入学・入所予定者 ※該当者がいる場合は、令和2年3月21日までに事務局まで必ず連絡すること。	申込書提出期限 令和2年4月10日(金)まで 15 *

※選手の所属が卒業等で4月以降に変更する場合は、旧所属が①の期間内に申込書を提出すること。

申し込み後、旧所属は新所属と調整し、旧所属が「参加申込選手所属変更届」を令和2年3月21日(土)までに提出すること。

② フットベースボール競技

令和2年4月2日(木)～4月23日(木)

③ バレーボール競技(知的・聴覚)及びバスケットボール競技

令和2年9月1日(火)～9月16日(水)

④ バレーボール競技(精神)

令和2年9月23日(水)～10月15日(木)

(3) 申込方法 申込書類の提出方法は、持参又は郵送とする。

提出物は(1)の申込書様式に必要事項を記入した書類一式と、作成したデータを保存したCDを併せて提出する。(CDには団体名を記載すること。)

ただし、CDの提出が困難な場合は、記入された書類一式の提出だけでも可能とする。

(4) 申込先

千葉県障がい者スポーツ協会

〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-1

電話 043-253-6111 FAX 043-253-9389

メール csrad@galaxy.ocn.ne.jp

(5) 申込上の留意事項

① 在宅者については、原則としてその居住地の市町村が派遣者となり申し込むこと。

② 施設利用者及び学校在籍者については、原則として入(通)所している施設、又は在学している学校が派遣者となって申し込むこと。

なお、施設入(通)所者で、かつ学校に在学中の者については、施設と学校で調整の上いずれか一方で申し込むこと。

③ 精神障害者の部(バレーボール・卓球)は、病院(デイケアを含む)が申し込むことができる。

④ 卒業等により所属先の変更が生じた場合、旧所属(当該選手の申請を行った所属)の担当者は、所属変更届を提出し所属先を変更しなければならない。なお、提出前に必ず新所属先と調整を行うこと。

⑤ 申し込み締切り後の変更は認めない。また、陸上、卓球、サウンドテーブルテニス、ボウリングについては、主催者の調整により参加できなくなる場合がある。

陸上競技は、主催者の定める別紙「陸上競技申込選手の取り扱い」を理解し申し込むこと。

⑥ 競技団体が主管となって実施する競技[4-(3)]については、その競技の主管団体が別途定める。

4 その他

(1) 主催者が加入する傷害保険の適用は、原則として大会会場内の範囲とする。

なお、本人の故意や重大な過失によるもの及び疾病等は、傷害保険の適用外となる。

(2) 千葉県障害者スポーツ大会競技のうち、競技団体が主管する大会に係る団体事務局の問い合わせ先は下記のとおりである。

フライングディスク競技

千葉県障害者フライングディスク連盟

成田市江弁須96-3(障害者支援施設 成田市のぞみの園内) TEL 0476-26-1131

ソフトボール競技

千葉県障害者ソフトボール協会

富里市日吉倉1082-3(障害者支援施設 協和厚生園内) TEL 0476-93-1535

サッカー競技

千葉県知的障がい者サッカー連盟

千葉市中央区中央3-9-16 三井生命千葉中央ビル1F(公益社団法人千葉県サッカー協会内)

TEL 090-1855-5906(牛尾)メール idchiba.football.association@gmail.com

ポッチャ競技

千葉ポッチャ協会

メール miyaka@nifty.com (宮坂)

千葉県障害者スポーツ大会の重要なお知らせ

陸上競技 申込選手の取り扱い

千葉県障害者スポーツ大会実行委員会

I 会場変更

例年使用していた「千葉県総合スポーツセンター陸上競技場」の改修工事延期（令和元年12月発表）に伴い、令和2年度は「開会式」と「陸上競技」を「ゼットエーオリプリスタジアム（市原市）」で実施することとなりました。

II 競技の運営方針

「ゼットエーオリプリスタジアム」にはサブトラックが無いいため、昨年度まで2会場で行っていた陸上競技の競技運営を従来どおりのタイムスケジュールで行うことができません。

このため、できるだけ参加申込者の希望に応えられるよう競技種目の見直し等により対応いたしますが、申込状況によっては参加人数の制限を実施する場合がございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

III 競技運営に係る変更点

1 競技種目の見直し

全国大会の選手選考種目ではない「知的50m走及び400mリレー」を実施しないことといたします。

2 投てき競技の試技回数の変更

「ソフトボール投げ及びジャベリックスロー」は、試投に引き続き試技は2回とします。

なお、申込状況によっては、その他の跳躍・投てき競技の試技の回数を調整する場合があります。

3 参加人数の制限

この大会は全国大会派遣選手の選考会を兼ねていることから、参加人数の制限を実施する場合には自己記録等を参考に選考しますので、**申込書に自己記録を必ず記入してください。**

知的障害・・・指定された大会（千葉県障害者スポーツ大会運営要領を参照）で出した公認記録
身体・内部障害・・・学校、施設等で計測された自己記録（在宅の場合は他者が計ったもの）

IV その他

- 1 原則として「**陸上競技タイムスケジュール(裏面)**」に基づき実施します。
- 2 選手の試技が競技の進行に支障をきたす場合(競技にあたる時間が極端に長くなるなど)は試技を中止する場合があります。
- 3 参加人数を制限した場合は、令和2年4月中旬に申込団体あてに通知しますので、該当選手への周知をお願いいたします。

ゼットエーオリプリスタジアム（市原市岩崎 536）
<https://sc.ccb.or.jp/ja/sports-facility/zett-a-oripri-stadium/>



裏面にタイム
スケジュール

陸上競技タイムスケジュール

会場 時間	メインスタンド側			バックスタンド側		
	トラック	投てき	跳躍	トラック	投てき	跳躍
8:00	受付 (8:15 - 8:45)					
8:30						
8:45						
9:00	開会式					
9:15						
9:30						
9:45				スラローム試走		
10:00	10:00~10:30 100m (10R) (知的)	10:00~10:36 ソフトボール投げ (知的)	10:15~11:00 立幅跳 (知的・身体)	10:00~10:25 スラローム (5R) (身体)	10:15~12:15 砲丸投げ (身体)	
10:15	10:30~11:15 100m (9R) (身体)	10:40~11:46 ソフトボール投げ (身体)		10:25~10:30		
10:30			10:30~11:05 50m (10R) (身体)			
10:45	11:15~11:25	11:50~12:50 ソフトボール投げ (身体)				
11:00	11:25~11:40 200m (3R) (知的)					
11:15	11:40~11:55 200m (3R) (身体)	12:00~13:00 走高跳 (知的・身体)				
11:30	11:55~12:30					
11:45	12:30~12:50 400m (4R) (知的)	12:50~13:25				
12:00	12:50~13:05					
12:15	13:05~13:37 800m (4R) (知的)	13:25~14:07 ジャベリックスロー (知的)	13:30~14:30 走幅跳 (知的・身体)		13:00~13:30 ビーンバッグ投げ (身体)	
12:30	13:40~13:50 800m (1R) (身体)					
12:45	13:50~14:05	14:10~15:13 ジャベリックスロー (身体)				
13:00	14:05~15:15 1500m (7R) (知的)					
13:15	15:15~15:35 1500m (2R) (身体)	競技終了				
13:30						
13:45						
14:00						
14:15						
14:30						
14:45						
15:00						
15:15						
15:30						
15:45						
16:00						
16:15						
16:30						

令和2年度全国障害者スポーツ大会 競技規則・解説改正概要（予定）

平成31年日本障がい者スポーツ協会会議資料より引用

1. 精神障害者の参加資格の変更

2020年度全国障害者スポーツ大会より、参加資格を精神障害者保健福祉手帳のみとすることを検討し、日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会にて、全国6ブロック大会での調査を実施した。

調査結果より、現状を踏まえ、参加資格を「精神障害者保健福祉手帳」所持者または、「自立支援医療費（精神障害）受給者証」取得者のみとする。（通院証明書を用いての証明対応は廃止する）

2. 障害区分（視覚障害区分）の改正

平成30年7月より施行された新障害区分等級により、視覚障害の判定基準が以下のとおり変更されたため、それに伴い障害区分を改正する。

現行：両眼の視力の和で障害区分を判定

改正：良い方の視力で障害区分を判定

注1：指数弁～光覚弁については、以下の視力として換算する。

指数弁は「0.01」 手動弁～光覚弁は「0」として判定する。

注2：視力は、手帳と同様に矯正視力（眼鏡、コンタクトレンズ等を使用した視力で判定を行う。

3. 卓球（STT）の規則改正

サウンドテーブルテニスにおいて、「打つ」とは、プレー中に競技者がラケットハンドに握ったラケットのグリップを除く部分でボールに触れることであったが、令和2年度より、「打つ」とは、競技者の握ったラケット（グリップを含む）及びラケットハンドでボールに触れることとする。

グリップ及びラケットハンドで打球した場合、打球音がすれば有効であるが、打球音がしない時には、ホールディングとし無効とする。

陸上競技

◎ 男女別・年齢区分別 △ 男女混合・年齢区分別なし ▲ 男女別・年齢区分なし

			競走							跳躍			投てき							
			500m ※1,2	1000m	2000m	4000m	8000m	15000m	スラローム リレー※1	4×100m	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	丸投	ソフトボール	ジャベリック	グロブ	ピンバツ	
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎		
			2	両前腕切断または、 片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎				◎	※4		▲	◎	◎					
			3	両上肢切断または、両上肢完全	◎	◎							▲	◎	◎					
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎		
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎		
			6	両下腿切断	◎	◎								◎		◎	◎	◎		
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎									◎		◎	◎	◎		
		8	両大腿切断または、両下肢完全													◎	◎	◎		
	体幹	9	体幹 ※3	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎			
	2	車いす常用・使用 (脳原性麻痺以外)	10	第6頸髄まで残存	◎	◎					◎								◎	
			11	第7頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎								◎	
			12	第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎	◎							◎	
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎	◎	◎	◎							◎	
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎		◎	◎	◎	◎							◎	
			15	その他の車いす		◎	◎		◎	◎	◎	◎							◎	
3	(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎								◎		
		17	けって移動	◎						◎								◎		
		18	片上下肢で車いす使用	◎						◎								◎		
		19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎								◎		
		20	その他走不能															◎		
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎		◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		22	その他走可能	◎	◎	◎		◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
4	23	電動車いす常用							◎								◎			
視覚障害 ※5	24	視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎		
	25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎						▲	◎	◎	◎	◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゅく機能障害	26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎						▲	◎	◎	◎	◎		
知的障害	27	知的障害	△	◎	◎	◎	◎	◎						▲	◎	◎	◎	◎		
内部障害	28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎						◎						◎	◎	◎	◎		

※1 知的障害の50m競走、4×100mリレーは実施しない。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)。ただし、四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、1つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※5 視力は良い方の視力で障害区分を判定する。指数弁～光覚弁の判定は、指数弁「0.01」手動弁～光覚弁「0」として判定する。

※6 障害区分24は光を通さないアイマスクを装着する。

※ 申込状況によっては参加人数の制限を実施する場合がある。

水 泳

◎ 男女別・年齢区分別

○ 男女別・1部

● 男女別・2部

△ 男女混合・年齢区分なし

自由	肢	体	不	自	1	上肢	1	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		4×50m メドレーリレー ※1	4×50m メドレーリレー ※1	水中スタートをしな ければならない区分
								2	5	2	5	2	5	2	5			
								m	m	m	m	m	m	m	m			
						1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			水中
						9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎				水中
						10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎				
						11	多肢切断または、 片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎				水中
						12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎						水中
						14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○			水中
						15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○			水中
						16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						17	四肢麻痺（車いす常用）または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎						水中
						18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			水中
						19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎				水中
						20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						22	浮具使用	◎	◎	◎		◎						水中
						23	視力0から0.01まで ※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
						26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	

※1 リレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2 視力は良い方の視力で障害区分を判定する。指数弁～光覚弁の判定は、指数弁「0.01」手動弁～光覚弁「0」
として判定する。

※3 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

アーチェリー

●男女別

	No.	障 害 区 分	リカーブ		コンパウンド		
			50m ・30m	30m ・30m	50m ・30m	30m ・30m	
肢 体 不自由	1	脳原性麻痺以外で 車いす常用	●	●	●	●	
		2	その他の車いす	●	●		
	3	切断・機能障害	3	●	●		
			4	●	●		
			5	●	●		
	6	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、 脳外傷等)	●	●	●	●	
	7	聴覚障害	●	●			
	8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●			

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

卓 球

◎ 男女別・年齢区分別

△ 男女別

	No.	障 害 区 分	一般卓球	サウダーブルニス	
肢 体 不自由	1	上肢障害	1	◎	
			2	◎	
		下肢障害	3	◎	
			4	◎	
			5	◎	
		6	体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	7	◎	
			8	◎	
			9	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、 脳外傷等)	10	◎	
			11	◎	
			12	◎	
			13	◎	
			14	◎	
視 覚 障 害 ※2	15	アイマスク有り ※3		◎	
	16	アイマスク無し	◎		
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	17	聴覚障害	◎		
知的障害	18	知的障害	◎		
精神障害	19	精神障害	△		

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、光を通さないアイマスクの有無で出場競技を分ける。

※3 精神障害は男女別で行う。応募状況によって年齢区分別に行う場合がある。

フライングディスク

◎ 区分なし ● 男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由	◎	◎	●	●
視覚障害				
聴覚障害				
知的障害				
内部障害 〔ぼうこう又は直腸機能障害〕				

ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

バスケットボール

知的障害者で、男女別に実施する。

ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。
精神障害者（ソフトバレーボール）は、男女混合とする。

サッカー

知的障害者のみの競技とする。

フットベースボール

知的障害者のみの競技とする。

障害区分の解説

令和2年度版 3月上旬に決定

No. 1

				障害区分名	解説		
肢体不自由 1	切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断	
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者		
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者		
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者		
				両上腕	両上腕の切断者		
				片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者		
			機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者		
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者			
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者			
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者			
			下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者	
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者		
				両下腿	両側の下腿の切断者		
				両大腿	両側の大腿の切断者		
		片下腿および片大腿		片下腿の切断及び片大腿の切断者			
		機能障害		片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者		
		片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者				
		両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者				
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者				
		上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者		
				多肢切断	三肢以上の切断者		
			機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者		
		片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者				
		体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)※四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分に該当しない。			
		肢体不自由 2	脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
						第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
						第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
下肢麻痺で座位バランスなし	※「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態であらゆる両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。						
下肢麻痺で座位バランスあり							
その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)						
水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。)					第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
				第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		
				下肢麻痺で座位バランスなし	※「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態であらゆる両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。		
				下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等※(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。		

			障害区分名	解説	
肢 体 不 自 由 3	脳 原 性 麻 痺 (脳 性 麻 痺 ・ 脳 血 管 疾 患 ・ 脳 外 傷 等)	陸 上 競 技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			車いす	けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			車いす	片上下肢で車いす使用	片側の upper 肢と下肢で車いすを操作する者
			車いす	上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者 ※ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものは、この区分に該当する。
		立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害の上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者	
			その他走可能	※「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する。	
		水 泳	水	四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
				上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
				両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)
	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能			上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者	
	泳		片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者	
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者	
	卓 球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者	
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者	
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者	
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者	
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者	
	そ の 他	電動車いす常用(陸上)		四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者	
浮具使用(水泳)		重度の四肢体幹障害のあるもので、浮具を使用する者			
視 覚 障 害	視力0から0.01		※視力は、両眼の和でなく、矯正後の良い方の視力で判定する 指数弁～光覚弁については、以下の視力として換算する 指数弁は「0.01」 手動弁～光覚弁は「0」		
	その他の視覚障害		※視力は、手帳と同様に矯正視力(眼鏡、コンタクトレンズ等を使用した視力で判定を行う		
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 、 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 、 そ し ゃ く 機 能 障 害	聴覚障害		区分しない		
知 的 障 害	知的障害		区分しない		
内 部 障 害	ぼうこう 又は 直腸機能障害		脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない		
精 神 障 害	精神障害		区分しない		